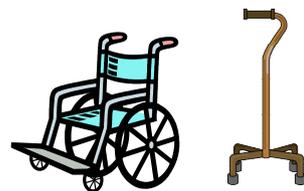


介護保険福祉用具貸与



福祉用具とは  心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのもの（介護保険法第8条第12項）

対象となる福祉用具

①車いす	自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る
②車いす付属品	クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。
③特殊寝台	サイドレールが取り付けられているもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの 一. 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能 二. 床板の高さが無段階に調整できる機能
④特殊寝台付属品	マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に貸与されるものに限る。
⑤床ずれ防止用具	次のいずれかに該当するものに限る。 一. 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット 二. 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット
⑥体位変換器	空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。
⑦手すり	取付けに際し工事を伴わないものに限る。
⑧スロープ ※	段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。
⑨歩行器 ※	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。 一. 車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの 二. 四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの
⑩歩行補助つえ ※	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホーム・クラッチ及び多点杖に限る。
⑪認知症老人徘徊感知機器	認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの
⑫移動用リフト	床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は

(つり具の部分を除く)	体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの（取付けに住宅の改修を伴うものを除く。）
⑬自動排泄処理装置	尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行うものが容易に使用できるもの（交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行うものが容易に交換できるものをいう。）を除く。）

※スロープ、歩行器、歩行補助つえは身体状況等により、貸与もしくは購入のいずれかを選択することができます。

貸 与 の 金 額

福祉用具の貸与は、市場の価格競争を通じて適切な価格になるよう、保険給付の公定価格を定めず、暦月単位の自由価格による保険給付となっています。同じ用具であっても、貸与事業者によって金額が異なる場合がありますので、複数の事業者の金額との比較検討をお願いします。

月途中での貸与開始、月途中での貸与終了など貸与期間が一月に満たない場合、原則その月の価格は日割り計算となります。

利 用 の 仕 方

福祉用具を貸与するためには、利用者とケアマネジャー、福祉用具専門相談員などが十分話し合った上で、ケアマネジャーが作成するケアプラン（居宅サービス計画）及び福祉用具相談員が作成する福祉用具貸与計画に位置づけることが必要です。計画への位置づけがなされていない場合、返還の対象となることがあります。

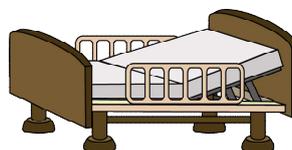
※入院中の利用について

入院やショートステイ、一時的に家族宅に滞在する等、自宅以外の場所で生活される場合は、自宅にいない期間の福祉用具貸与について保険給付ができません。貸与している事業者へ返却するなど適切な処置を取ってください。また自宅以外の場所で利用する福祉用具の貸与についても、保険給付ができません。

軽度者に対する取扱い

要支援1、要支援2及び要介護1の人は、その状態像から見て使用が想定しにくいいため、次の福祉用具については原則として保険給付が認められません。

- ・車いす及び付属品
- ・特殊寝台及び付属品
- ・床ずれ防止用具・体位変換器
- ・認知症老人徘徊感知機器
- ・移動用リフト（つり具の部分を除く）



- ・自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものを除く）※要介護2、要介護3の人も対象

しかし、様々な疾患等により厚生労働省が定める状態に該当する人（表1 厚生労働大臣が定める者のイ）については、例外的に保険給付が認められます。

例外給付の確認方法

軽度者に対し、原則として保険給付外としている福祉用具を貸与する場合は、下記により例外給付が認められるかを判断してください。

（1）基本調査の確認

軽度者に対しては保険給付の対象外としている福祉用具（表1 対象外種目）の貸与について例外的に保険給付が認められるためには、被保険者が表1「厚生労働大臣が定める者のイ」の状態にあることが条件です。このことを判断するため、直近の認定調査結果を取り寄せ、該当する部分（表1「厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果」）を確認してください。該当していれば、例外給付が認められます。



市への届け出は不要

〔表1〕

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7 歩行 「3. できない」 — <u>※該当する基本調査がないため(2)により判断する</u>
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起き上がりが困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 起き上がり 「3. できない」 基本調査1-3 寝返り 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 寝返り 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、 記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 意思の伝達 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は、

	(二)移動において全介助を必要としない者	基本調査3-2~3-7のいずれか 「2. できない」 又は、 基本調査3-8~4-15のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査2-2 移動 「全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に立ち上がりが困難な者 (二)移乗が一部介助または全介助を必要とする者 (三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者 [段差解消機を想定]	基本調査1-8 立ち上がり 「3. できない」 基本調査2-1 移乗 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 — ※該当する基本調査がないため(2)により判断する
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一)排便が全介助を必要とする者 (二)移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6 排便 「4. 全介助」 基本調査2-1 移乗 「4. 全介助」

(2) 基本調査の確認項目がない場合

「車いす及び車いす付属品」の【日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者】及び「移動用リフト」の【生活環境において段差の解消が必要と認められる者】については、該当する基本調査の結果がありません。

このため例外給付の必要性は、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャー等が判断することとなります。



市への届け出は不要。ただし、判断された根拠となるサービス担当者会議の記録や認定調査の写し、主治医の意見等を記録、保管しておいてください。

(3) 基本調査の結果では例外給付の対象とならない場合

(1) 基本調査の確認では例外給付の対象とならない事例についても、次のアとイの要件をいずれも

満たし、これらについて大牟田市の確認を受けた場合は例外給付の対象となります。



市への届け出が必要。

- ア 下表 i ~ iii のいずれかに該当する旨が、医師の医学的な所見に基づき判断されている。
- イ サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、例外給付の必要性が判断されている。

〔表 2〕 利用者の状態像

i	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者
	例：パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象
ii	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者
	例：がん末期の急速な状態変化
iii	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者
	例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避

※例示している病名は、状態を示すための例示であり、当該病名＝例外給付対象というわけではありません。

市における確認手続

基本調査の結果では例外給付の対象とならず、大牟田市へ例外給付に係る確認手続きが必要な場合は、下記を参照し、必要な手続きを行ってください。

①軽度者の状態確認

ケアマネジャー等は、主治医意見書等を参考にし、被保険者の状態が表 2 の i ~ iii のいずれかに該当する可能性があるかどうかを確認する。

②医師への照会

ケアマネジャー等は、被保険者の状態が表 2 の i ~ iii のいずれかに該当する可能性があるかどうか医師に照会する。

※医師の所見の聴取について

疾病名や福祉用具の必要性の記載だけでなく、医学的な所見が示されていることが求められます。少なくとも、「疾病名を含む医学的な所見」と「該当する状態（例 寝返りが困難、もしくは医学的に禁止されている等）」を具体的に聴取し、その結果「i ~ iii のどの状態像に該当するか」について、医師の明確な判断を得ることが必要です（文書・電話・FAX・面接等方法は問いません）。聴取した

内容を、聴取日時・聴取方法・医師氏名と合わせて、届出の際の添付書類に記載してください。

記載例：○パーキンソン病による日内変動が激しく、頻繁に起き上がりが困難である。

○両肘の関節リウマチであり、朝は特に痛みが激しくベッドからの起き上がりが困難。状態が変動しやすく、時間帯によって頻繁に、起き上がりが困難な状態にあり、i)の状態像に該当する

○がん末期の状態により短期間で起き上がりが困難な状態に至ると確実に見込まれる。

悪い例：×パーキンソン病（疾病名のみ記載）

×特殊寝台が必要（福祉用具の必要性だけの記載）

×文書による照会の際、貸与の必要性を「○」で回答する（福祉用具の必要性だけの記載）

×ベッドが必要（普通のベッドと特殊寝台の区別がなされていない）

③サービス担当者会議の開催

②において、医師から表2のi～iiiのいずれかに該当するとの所見が示された場合、サービス担当者会議を開催し、適切なケアマネジメントにより福祉用具を貸与することが被保険者に対して必要であるかを判断する。

例外給付の対象とすべき状況等についてサービス担当者会議の記録等として所定様式に記載してください。

④市へ届出書の提出

③において、福祉用具の例外給付が必要と判断された場合、ケアマネジャー等は市福祉課介護保険担当に届出書を提出する。

提出書類

- ・福祉用具貸与届出書
- ・医師の医学的な所見が確認できるもの（主治医意見書の写し、医師の診断書の写し、医師の所見を記載した居宅サービス計画の写し等）
- ・サービス担当者会議を開催し、ケアマネジメントを行った結果が確認できるもの
- ・カタログの写し

④市での確認

市は、届出書の内容を添付書類等により確認し、例外給付の可否についてケアマネジャー等へ文書で通知する。通知書は福祉用具貸与事業所にも提示してください。

通知文書は、ケアプランに添付しておいてください。運営指導の際、添付されていない場合は返還の対象となることがあります。

市での受理日以降の貸与にかかる金額が保険給付の対象となります。受理日以前の貸与については、全額自費での取り扱いとなりますのでご注意ください。

市の確認を受けずに保険給付が行われていた場合、県の指導及び監査等により返還の対象となること

があります。

福祉用具貸与事業所の対応

福祉用具貸与事業者は、福祉用具貸与の例外給付について、ケアマネジャー等へ上記（１）～（３）の手続きがとられているかを確認し、確認した内容等をサービス記録と合わせて保管してください。適切な対応がなされていない場合、返還の対象となることがあります。

届出書の提出時期

○福祉用具の貸与を開始するとき

サービス提供開始前に提出してください。市への提出後、受理するまでに日数を要することから、開始予定日の１週間前を目途に提出してください。

※新規申請中（暫定利用）・区分変更申請中の場合も、利用の前に届出書を提出してください。

サービス開始日は届出書の受理日となります。

○更新により要介護状態区分が変更されたとき

要介護状態区分が下がった場合のみ提出ください（要介護１→要支援２など）。要介護状態区分が上がった、更新後変わらなかった場合は提出不要です。

要介護状態区分の決定後、速やかにお願います。市の受理日以降の保険給付となるため、提出が遅れると、保険給付ができない期間が発生することがあります。

注意事項

軽度者に対する例外給付は、様々な疾患等が直接の原因となっている状態に対してなされるもので、軽度者においてはごくまれであると考えられます。「今後の予防的措置」、「利用者や家族の希望」など福祉用具の安易な利用は、本人の自立をかえって阻害する恐れもあるため、例外給付を申請する際には、主治医の医学的所見やサービス担当者会議等により利用者の状態と福祉用具の必要性について十分に検討してください。

※特殊寝台の貸与について

床からの立ち上がりが困難である被保険者については、まず一般寝台の利用から検討してください。医学的所見から一般寝台とは異なる機能（主に背上げ、足上げ機能）が必要であると判断される場合に、特殊寝台を検討することとなります。届出の際は、一般寝台では対応できない理由を記入してください。

また特殊寝台付属品（ベッド用手すり等）が必要なために、特殊寝台を貸与することは認められません。（例：ベッド用手すりにつかまれば起き上がりが可能→手すりの貸与を検討してください）

※特殊寝台付属品・車いす付属品

「付属品」であるため、利用することによりその用具の利用効果を増進させるものに限られます。なお「一体的に貸与されるもの」とは、その用具の貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者がその用具を使用している場合に後から追加的に貸与される付属品をいいます。

また特殊寝台付属品について、一般寝台と合わせて使用する場合は保険給付の対象となりません。